平成２４年（フ）第１１８３号
東京都大田区上池台３丁目９－５－102
債務者　田巻　文彦
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８４号
東京都大田区東馬込１丁目20－２－105
債務者　今田　清治
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８５号
東京都足立区中央本町５丁目20－６－803、住民票上の住所東京都足立区中央本町４丁目24－６－705
債務者　山嵜　雅代
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１９５号
東京都足立区加平１丁目21－３　たちばな荘西棟202
債務者　高山　涼子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０５号
東京都板橋区常盤台４丁目28－６－103
債務者　今西　初美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２０７号
東京都八王子市左入町414－１
債務者　和智　由浩
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１１号
東京都杉並区高円寺北４丁目38－８　朝霞ハイツ西棟11
債務者　水沼健一朗こと　水沼健一郎
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１３号
東京都渋谷区笹塚１丁目61－８－426
債務者　八田健太郎
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１４号
東京都品川区中延３丁目５－15－102
債務者　見城　文代
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２０号
東京都葛飾区東金町４丁目27－８－307
債務者　松川　麻美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２１号
東京都荒川区東日暮里３丁目２－４－206
債務者　渡辺　　聡
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１４８号
神奈川県茅ヶ崎市松尾９番18号　第２コーポ青和101
債務者　玉置　弘美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３６４号
神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目３番40号　サンパーク柏台102
債務者　青木　　研
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３号
横浜市中区小港町３丁目190番地
債務者　野島　郁子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５号
横浜市旭区万騎が原39番地　万騎が原アパートⅠ－３号
債務者　星野　秀明
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部